

ID: 5090

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	景観重要樹木の現状変更の許可		
<b>法令名 根拠条項</b>	景観法 第31条第1項		
<b>法令番号</b>	平成16年法律第110号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第31条の規定による。 (現状変更の規制)</p> <p>第31条 何人も、景観行政団体の長の許可を受けなければ、景観重要樹木の伐採又は移植をしてはならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。</p> <p>2 第22条第2項から第4項までの規定は、前項の許可について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「景観重要建造物」とあるのは、「景観重要樹木」と読み替えるものとする。</p> <p>景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、平成30年4月1日改正)参照</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和5年4月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日